

○農林水産省令第百三十六号
植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）
第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め
る。

平成十三年十月三十一日

農林水産大臣 武部 勤

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。
別表二の五の項植物の欄中「第二十一まで」の
下に「及び第三十八」を加え、同表の付表に次の
ように加える。

三十八 チリ共和国から発送され、他の地域を
經由しないで輸入されるピング種のさくらん
ぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基
準に適合しているもの

附 則

この省令は、公布の日から施行する。